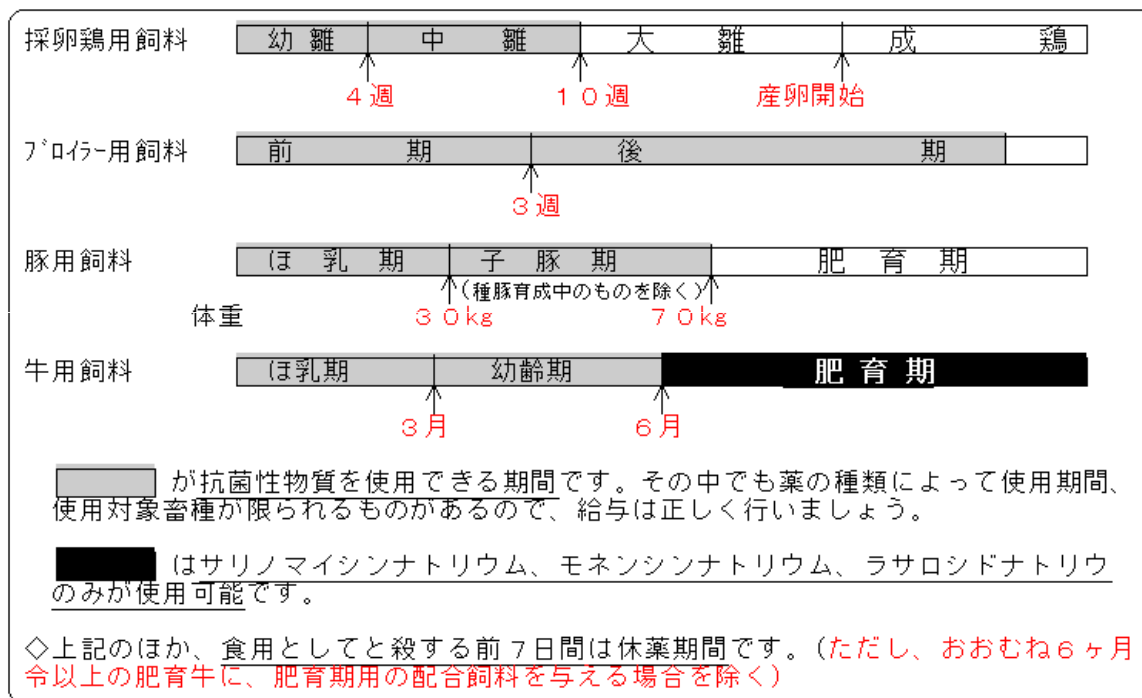


飼料の適正給与で、安全な畜産物を生産しましょう！

○飼料添加物中の抗菌性物質は、使用可能な家畜の種類、期間及び量が規制されています

抗菌性物質を含む飼料は、必ず、その抗菌性物質の名称と含有量が表示されるとともに、給与してよい家畜の種類及び期間が「対象家畜等」として表示されています



※ポジティブリスト制度により、穀類や牧草などを対象に残留農薬の基準値が設定され、また、動物用医薬品を使用する際の休薬期間や使用禁止期間が決まっています。詳しくは、家畜保健衛生所にお問い合わせいただくか、

農林水産省動物医薬品検査所ホームページ
(<http://www.maff.go.jp/nval/>) 及び

独立行政法人農林水産消費安全技術センター
ホームページ

(<http://www.famic.go.jp/index.html>) を参照してください

○牛用飼料へ動物性蛋白質混入に注意してください

BSE発生防止のため、牛などの反すう動物の飼料(A飼料)に豚・鶏用飼料(B飼料)及びペットフードが混入しないように、また、牛などと一緒に、鶏などの家畜を飼養している場合には、それぞれの飼料の保管場所を分けるなど管理を徹底してください